# 第2回消費者契約法専門調査会で出された主な御意見の概要

## ◎ 今後の検討において重点を置くべき点等について

## 《第1回専門調査会欠席委員による補足》

- ・ 相談現場では、不当な条項についての交渉は困難な状況等がある。相談現場の中で スムーズに解決できるようなものにして欲しい。
- ・ 問題案件が出てきているのは事実であるが、どういう形で法律で対処していくのが 経済活動をできるだけ阻害しない形になるのかということが重要なポイントとなる。 その際、客観的なデータや情報に基づいた議論ができると良い。また、一般論とし て、消費者がより良く理解し、交渉できるような形の法律づくりが大事である。
- ・ 現在の仲裁法においては、消費者契約に関する仲裁合意について、附則の中で当分の間の規制がされている。この点はマイナーな課題であろうとは思うが、本専門調査会の検討対象に加えて欲しい。

## ◎ 今後の検討の進め方について

### 提案の具体化

- ・ 委員からのプレゼンテーション等については、こういう条文を作ったらどうでしょ うかといったような提案に近い形で、かつ、その提案をするに当たってこういう問 題意識がいろいろな報告書で出ておりますということを付記するといった形で行っ ていかないと、結局は今までの論点整理の報告などの繰り返しになってしまう。
- ・ ヒアリングについては、何についての意見を聞くのかというところをある程度まとめた上で聞かないと漠然とした議論になってしまう。個別に事務局の方で委員と相談して、ある程度、案をまとめていただいた上で、それについてヒアリングをしていくということでないと実質的な議論ができないのではないか。
- ・ ファクトを具体的な改正にどう落としていくかをそろそろ整理すべき。ファクトを 救済するのに必要十分な改正なのか、広めにとって改正しようとしていないかどう か、もっと具体的なものを出した上で議論していくべき。
- ・ 第4条の勧誘要件を外す、不実告知取消しでは重要事項の限定列挙を外して緩やかに解釈する、困惑類型における不退去・退去妨害は狭すぎるといった事項は、これまでの検討・提案の中でも繰り返し指摘されていた。改正の方向性についてある程度のコンセンサスが形成されている項目については、あり得る改正案と(実務的に)どういう影響が生じるのかといった具体的な議論にシフトしていくべき。他方で、第4条2項や情報提供義務違反に関し、どのように改正したらよいのかという点については、議論が収斂していない。何を着眼点として契約締結過程の規律を再構築していくのか、体系的な制度構築における着眼点が今までとは変わってくるのかということを意識しながら、要件の立て方を考えていくべき。
- ・ 案としてはほぼ収斂を見そうなものと、必ずしもそうでないものがある。後者についても様々な度合があり、そのあたりの整理をして、重点を置くべき事柄を選別し

てプレゼンテーションなり、ヒアリングなりをしていただくというのが適当ではないか。しばらくの間、事務局の方で整理し、進め方を検討いただきたい。

## 提案を裏づけるデータ

- ・ 委員からの発表資料では、相談事例やファクトに基づいて整理されているものもあるが、本当にファクトがあるのかというものもある。例えばインターネット取引の広告について、毎年外部機関が出しているリサーチ結果を弊社で購入しているが、必ずしも発表資料のような結果ではない。実際、相談事例のようにファクトがあるものと、ファクトはないが書かれているものがどの程度混在しているのかを知りたい。
- ・ 提案を裏づけるデータ、あるいは提案が必ずしも妥当ではないというデータについては、立証責任がどちらにあるかということではなく、事業者側と消費者側の双方からデータを出すことが生産的であり、協力をお願いしたい。
- ・ 何かについて回答したり反論したりする際に、なるべくデータを示して説明したい。 データを揃えるといった準備のためにも、会議資料についてはなるべく早めに提供 いただきたい。

## その他

- ・ ヒアリング等について、特に中小企業団体はなかなか発言の機会が得られない場合 があるので配慮してほしい。
- ある程度方向性が見えた段階で、中間的な取りまとめ等の整理をし、もう少し幅広く意見を聞く機会をお願いしたい。
- ・ 立法事実に関し、数に上がってこない消費者被害の実態というのがある。そのあたりをぜひアンケート等ですくっていただきたい。また、消費者がどれだけ消費者契約を理解しているのか、消費者契約に至る行動が浮き彫りになるようなアンケートを実施し、議論の中に今の実態が正しく反映される形で進めてほしい。
- ・ 個々の問題の議論に当たっての視点・インプットは早めにしていただければ、ヒアリングの項目決めやプレゼンテーションの準備に当たって実効的なものとなる。こういった点を考えるべきだというのは、別途それぞれの意見書など補足的な情報提供を積極的にやっていくという組み合わせが必要ではないかと思う。

#### ◎ 個別論点等に関する御意見

### 困惑類型の拡張、不当勧誘行為に関する一般規定等

- ・ 困惑概念の拡張と、不招請勧誘やつけこみ型不当勧誘等について、今後条文にして いくという議論の場としては、比較法なども参考にし、概念・要件等をもう一度整 理する必要がある。
- ・ 日弁連試案では、不招請勧誘の効果を、保護法益が私生活の平穏にとどまる場合も あることを考えて損害賠償と位置づけている。一方、具体的な事例において困惑惹

起行為と評価できる場合には困惑取消が認められる。不招請勧誘と困惑取消は併存 的に検討されるべきものと整理している。

・ 資料3別紙における、不当勧誘の「その他」については消費者庁の検討会では詰めるところまでいっていなかった部分。実務的には取引的不法行為に基づく損害賠償で構成せざるを得ないことが多く、そこの類型の中に消費者契約法の規律がきちんと入ってこないというところが、今回議論していただくところだと思う。

### インターネット広告

・ インターネット広告を見て、そこで取引を行う場合、その広告の情報が全てであり、 ある意味店舗契約に近いものであって、単純な広告ではない。また、現状の消費者 トラブルとして、インターネット取引に関する相談は非常にたくさん寄せられてい る。

## 抗弁の接続、複数契約の無効・取消し・解除

・ 抗弁の接続、複数契約の無効・取消しが挙がっているが、その問題背景については 割賦販売法改正の検討の中でも議論されている。同議論もにらみながら、果たして 本専門調査会でどこまでの議論ができるのかを整理しつつ、論点をどのように取り 上げていくのか考えていくべきではないか。

### 日弁連改正試案

- ・ 本日の山本健司委員からのプレゼンテーション(日弁連試案)について、反論意見 を出させてほしい。
- ・ 消費者契約トラブルは、消費者・事業者の双方に不幸なことである。健全な消費者 取引市場の実現は双方にメリットがあり、日弁連試案も基本的にこのような観点から提言をしている。具体的な要件に関して対案を頂戴すれば、真摯に検討させてい ただく。
- ・ 日弁連試案の全てに反対なわけではなく、理解できなくもないものもある。一方で、 中身は理解できるが消費者契約法で規律しなくてもよいと考えられるもの、立法事 実の認識から違うのではというものもある。

## ◎ 民法、その他の個別法との関係について

- ・ 消費者契約法は民法と個別法との間にある消費者契約の一般法という位置づけのものであるならば、民法改正の中で議論されたけれども盛り込まれなかったもの(情報提供義務や暴利行為等)が、消費者契約法の見直しの中で議論されるのは当然と思う。
- ・ 民法改正に盛り込まれたものと消費者契約法との関係、民法で十分な対応が可能な ものがあるのかもしれないということについては一度整理したい。民法改正との関 係についてどう考えているか、民法改正が固まった後の早い段階で、考え方を述べ

させてほしい。

- ・ 被害者が被った損害の賠償や回復は民事法でこそ実現できるものであり、民事法である消費者契約法の実体法改正の要否、内容については、行政法規、刑罰法規の存在とは区別して、消費者に発生した損害の有無、程度及び救済の要否、内容といった観点から独自に検討すべきである。
- ・ 行政規制がきちんとしていれば、被害が起こり得なかったもの、あるいは拡大が防止できるものというのはある。様々な方面から色々な規制があればよいという発想は、経済活動を委縮させることになり反対である。
- ・ 業法について、実効的な監督権限を伴って詳細なものが置かれている分野もあるが、 そういうものが全くないという分野もあり、それが全て民法の一般則でいいのかと いう問題はある。また、かなり詳細な行為規範が設けられ、それとともに実効的な 監督権限が合わせ用意されているようなものでさえ、ある部分はどうしても私法上 の対応に委ねざるを得ないという部分がある。民法より一段具体化した私法規定が 消費者契約法において用意されることは、業法が存在する場合にも一定の意義があ る。
- ・ 民法、その他の個別法との関係については、一度、早い段階で問題点を少し整理して議論する場があっても良いと思う。

以上